

平成19年度定期監査の結果報告書

沖縄県監査委員

沖縄県議会議長 高嶺 善伸 殿
沖縄県知事 仲井眞弘多 殿
沖縄県教育委員会委員長 伊元正一 殿
沖縄県公安委員会委員長 幸喜徳子 殿

沖縄県監査委員 又吉春三
沖縄県監査委員 幸地啓子
沖縄県監査委員 嘉陽宗儀
沖縄県監査委員 池間 淳

定期監査の結果報告について

地方自治法第199条第1項及び第4項並びに同条第2項の規定により監査を実施したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により別添のとおり提出します。

目 次

第1 監査の概要	1
1 監査対象年度及び監査実施期間	1
2 監査の実施方法及び実施方針	1
3 監査実施機関数及び実施状況	2
第2 監査結果の概要	7
(1) 財務に関する監査の指摘事項	7
(2) 事務に関する監査の指摘事項	8
(3) 部局別件数	8
(4) 監査意見	9
第3 部局別の指摘事項	11
○ 総務部	11
(1) 財務に関する事項	11
[収入]	11
① 徴収に努力を要するもの	11
[支出]	11
① 給与が過払いとなっていたもの	11
○ 企画部	11
(1) 財務に関する事項	11
[収入]	11
① つり銭資金の取扱事務が適正でなかったもの	11
[支出]	12
① 給与が過払いとなっていたもの	12
② 旅費が過払いとなっていたもの	12
(2) 事務に関する事項	12
① 証紙の消印がなかったもの	12
○ 福祉保健部	12
(1) 財務に関する事項	12
[収入]	12
① 徴収に努力を要するもの	12
② 国庫委託金の受入れが遅れていたもの	13
[支出]	13
① 給与が過・不足払いとなっていたもの	13

○ 農林水産部	13
(1) 財務に関する事項	13
[収入]	13
① 徴収に努力を要するもの	13
[支出]	14
① 給与が過・不足払いとなっていたもの	14
② 支出負担行為の整理が遅れていたもの	14
[財産]	15
① 公用車両の利活用が図られていなかったもの	15
○ 観光商工部	15
(1) 財務に関する事項	15
[収入]	15
① 徴収に努力を要するもの	15
[支出]	15
① 給与が過払いとなっていたもの	15
② 支出負担行為の整理が遅れていたもの	15
○ 土木建築部	15
(1) 財務に関する事項	15
[収入]	15
① 国庫委託金の受入れが遅れていたもの	15
② 調定・請求事務が適正でなかったもの	16
③ 収納率の向上に向け指定管理者の指導・連携に努力を要するもの	16
[契約]	16
① 指定管理業務の履行確認が十分でなかったもの	16
[財産]	16
① 公用車両の利活用が図られていなかったもの	16
○ 病院事業局	16
(1) 財務に関する事項	16
[収入]	16
① 医業未収金の発生防止及び回収に努力を要するもの	16
[支出]	17
① 給与が過払いとなっていたもの	17
② 報償費が不足払いとなっていたもの	17

[契 約]	17
① 契約書・請書が作成されていなかったもの	17
② 契約額が予定価格を上回っていたもの	17
③ 予定価格調書が作成されていなかったもの	18
(2) 事務に関する事項	18
① 診療報酬請求事務について努力を要するもの	18
○ 教育庁	18
(1) 財務に関する事項	18
[収 入]	18
① 納付期限について改善を要するもの	18
[支 出]	18
① 給与が過払いとなっていたもの	18
② 委託料の支払いが適正でなかったもの	19
○ 警察本部	19
(1) 財務に関する事項	19
[支 出]	19
① 給与が過払いとなっていたもの	19

第1 監査の概要

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により、県の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について監査（以下、「財務に関する監査」という。）を実施し、また、同条第2項の規定により、県の事務の執行について監査（以下、「事務に関する監査」という。）を実施した。

監査の概要は次のとおりである。

1 監査対象年度及び監査実施期間

ア 監査対象年度 平成19年度

イ 監査実施期間 平成20年1月15日から平成20年8月29日まで

2 監査の実施方法及び実施方針

(1) 監査の実施方法

監査は、次に掲げる方法により実施した。

ア 実地監査

監査対象機関に出向き、関係書類や事務、事業等の実態を調査し、併せて関係者から説明を聴取することを基本として行う監査

イ 書面監査

監査対象機関に関係書類の提出を求め、必要に応じて関係者から説明を聴取して行う監査

(2) 監査の実施方針

監査を実施するに当たっては、予算の執行及び財産の管理などが適正に行われているかという合规性の観点から検証するとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるよう事務運営がなされているかという経済性・効率性の観点及び事務事業が所期の目的を達成しているかという有効性の観点にも留意して実施した。

また、監査の重点項目を次のとおり定めて実施した。

財務に関する項目

ア 収入事務の適正化と収入の確保について

イ 随意契約について

ウ 委託業務の執行について

エ 財産の管理及び処分について

事務に関する項目

- ア 個人情報の取扱いについて
- イ 指定管理者制度の効果等について

3 監査実施機関数及び実施状況

(1) 監査実施機関数

部局別の監査対象機関数及び監査実施機関数は次のとおりである。

部 局 名	監 査 対 象 機 関 数	監 査 実 施 機 関 数	左 の 内 訳	
			実地監査	書面監査
知 事 公 室	6	6	6	0
総 務 部	12	12	12	0
企 画 部	33	33	33	0
文 化 環 境 部	11	11	11	0
福 祉 保 健 部	26	26	26	0
農 林 水 産 部	30	30	30	0
観 光 商 工 部	13	13	13	0
土 木 建 築 部	23	23	23	0
出 納 事 務 局	2	2	2	0
企 業 局	8	8	5	3
病 院 事 業 局	7	7	7	0
議 会 事 務 局	1	1	1	0
教 育 庁	107	107	61	46
警 察 本 部	45	45	38	7
その他の行政委員会事務局	4	4	4	0
合 計	328	328	272	56

(2) 実地監査の実施状況

実地監査の実施機関及び実施期日は、次のとおりである。

監査実施機関	監査実施期日	監査実施機関	監査実施期日
知事公室		八重山支庁各課	平成20年 5月26日～5月30日 " 6月24日
本庁各課	平成20年 7月24日～7月25日 " 8月12日	文化環境部	
消防学校	" 3月11日 " 4月28日	本庁各課	平成20年 7月15日～7月18日 " 8月11日
総務部		県民生活センター	" 3月12日
本庁各課	平成20年 7月22日～7月23日 " 8月21日	計量検定所	" 4月18日 " 5月19日
東京事務所	" 2月 7日～2月 8日 " 3月19日	県立芸術大学	" 5月15日～5月16日 " 6月12日
自治研修所	" 3月 6日 " 4月18日	平和祈念資料館	" 3月 6日 " 4月14日
名護県税事務所	" 4月15日～4月16日 " 5月16日	福祉保健部	
コザ県税事務所	" 6月 3日～6月 4日 " 7月14日	本庁各課	平成20年 7月29日～8月 1日 " 8月14日
那覇県税事務所	" 6月 3日～6月 4日 " 7月17日	北部福祉保健所	" 4月22日～4月23日 " 5月 9日
自動車税事務所	" 6月 5日 " 7月17日	中部福祉保健所	" 3月18日～3月19日
企画部		南部福祉保健所	" 3月18日～3月19日
本庁各課	平成20年 7月22日～7月25日 " 8月12日	中央保健所	" 3月18日～3月19日 " 4月30日
海洋深層水研究所	" 2月 7日	県立看護大学	" 5月15日～5月16日
畜産研究センター	" 2月28日～2月29日 " 3月26日	浦添看護学校	" 5月14日
農業研究センター	" 4月15日～4月16日	首里厚生園	" 3月 4日 " 4月25日
農業研究センター名護支所	" 4月17日 " 5月13日	女性相談所	" 3月 6日 " 4月18日
農業研究センター宮古島支所	" 5月22日 " 6月26日	若夏学院	" 3月12日
農業研究センター石垣支所	" 5月30日 " 6月25日	「石嶺児童園」	" 3月 7日
森林資源研究センター	" 2月29日	中央児童相談所	" 5月 7日～5月 8日
水産海洋研究センター	" 3月11日	コザ児童相談所	" 5月 7日 " 6月17日
水産海洋研究センター石垣支所	" 5月30日 " 6月25日	身体障害者更生相談所	" 3月 5日
工業技術センター	" 3月14日 " 4月 8日	総合精神保健福祉センター	" 3月11日
宮古支庁各課	" 5月20日～5月23日 " 6月26日	衛生環境研究所	" 3月14日
		動物愛護管理センター	" 3月14日
		中央食肉衛生検査所	" 3月 7日
		北部食肉衛生検査所	" 2月29日 " 3月12日

監査実施機関	監査実施期日	監査実施機関	監査実施期日
農林水産部		土木建築部	
本庁各課	平成20年 7月15日～7月18日 " 8月11日	本庁各課	平成20年 7月29日～8月1日 " 8月20日
北部農林水産振興センター各課	" 2月26日～2月28日 " 3月12日	北部土木事務所	" 4月22日～4月24日 " 5月8日
中央卸売市場	" 3月4日 " 4月8日	中部土木事務所	" 5月13日～5月15日 " 6月19日
中央家畜保健衛生所	" 5月16日 " 6月16日	南部土木事務所	" 5月7日～5月9日 " 6月17日
家畜衛生試験場	" 4月25日	中城湾港建設事務所	" 4月15日～4月16日 " 5月16日
家畜改良センター	" 2月28日	下地島空港管理事務所	" 5月23日 " 6月27日
病害虫防除技術センター	" 3月13日 " 4月14日	県ダム事務所	" 4月17日～4月18日 " 5月19日
中部農業改良普及センター	" 3月5日 " 4月16日	下水道管理事務所	" 5月8日～5月9日 " 6月18日
南部農業改良普及センター	" 4月17日 " 5月19日	下水道建設事務所	" 5月9日 " 6月18日
農業大学校	" 4月24日 " 5月9日	出納事務局	平成20年 7月8日 " 8月7日
中部農林土木事務所	" 5月13日～5月14日	企業局	
南部農林土木事務所	" 4月22日～4月24日	本庁各課	平成20年 7月1日～7月3日 " 8月27日
南部林業事務所	" 3月7日	石川浄水管理事務所	" 3月4日 " 4月16日
栽培漁業センター	" 4月25日 " 5月8日	西原浄水管理事務所	" 3月5日
水産業改良普及センター	" 3月12日		
観光商工部		病院事業局	
本庁各課	平成20年 8月5日～8月7日 " 8月27日	本庁各課	平成20年 7月9日～7月10日 " 8月28日
大阪事務所	" 2月14日～2月15日 " 3月24日～3月25日	北部病院	" 6月3日～6月5日 " 7月14日
具志川職業能力開発校	" 3月13日	中部病院	" 6月17日～6月19日 " 7月24日
浦添職業能力開発校	" 3月13日 " 4月28日	南部医療センター・こども医療センター	" 6月17日～6月19日 " 7月23日
		宮古病院	" 6月10日～6月12日 " 7月25日
		八重山病院	" 6月10日～6月12日 " 7月29日
		精和病院	" 6月5日～6月6日 " 7月23日

監査実施機関	監査実施期日	監査実施機関	監査実施期日
教育庁		首里東高等学校	平成20年 1月18日
本庁各課	平成20年 8月 6日～8月8日	真和志高等学校	〃 1月22日
	〃 8月20日		〃 2月 5日
国頭教育事務所	〃 2月26日～2月27日	小禄高等学校	〃 1月24日
中頭教育事務所	〃 2月 5日～2月 6日	宮古高等学校	〃 2月18日
	〃 3月13日	伊良部高等学校	〃 2月20日
那覇教育事務所	〃 2月 7日～2月 8日	北部農林高等学校	〃 1月31日
	〃 3月13日		〃 2月12日
島尻教育事務所	〃 2月 5日～2月 6日	南部農林高等学校	〃 1月22日
	〃 3月17日		〃 2月14日
宮古教育事務所	〃 2月20日～2月21日	美来工科高等学校	〃 1月31日
八重山教育事務所	〃 2月20日～2月21日		〃 2月15日
	〃 3月 5日	浦添工業高等学校	〃 1月16日
実習船運営事務所	〃 2月 1日	沖縄工業高等学校	〃 1月17日
総合教育センター	〃 2月 5日～2月 6日	宮古工業高等学校	〃 2月21日
	〃 3月21日	名護商業高等学校	〃 1月29日
糸満青年の家	〃 1月17日	名護商工高等学校	〃 1月29日
	〃 2月14日		
宮古少年自然の家	〃 2月19日	具志川商業高等学校	〃 1月18日
	〃 3月 4日		〃 2月 8日
石垣少年自然の家	〃 2月18日	中部商業高等学校	〃 1月25日
	〃 3月 6日		〃 2月 7日
辺土名高等学校	〃 1月30日	浦添商業高等学校	〃 1月24日
北山高等学校	〃 1月31日	南部商業高等学校	〃 1月25日
名護高等学校	〃 1月30日	翔南高等学校	〃 2月18日
宜野座高等学校	〃 2月 1日	島尻養護学校	〃 1月16日
	〃 3月26日		〃 2月19日
石川高等学校	〃 1月15日	西崎養護学校	〃 1月23日
	〃 2月 8日	宮古養護学校	〃 2月19日
与勝高等学校・与勝緑が丘中学校	〃 1月16日		〃 3月 4日
読谷高等学校	〃 1月18日	八重山養護学校	〃 2月19日
	〃 2月15日		〃 3月 5日
嘉手納高等学校	〃 1月17日	泡瀬養護学校	〃 1月23日
具志川高等学校	〃 1月22日	桜野養護学校	〃 1月29日
			〃 2月12日
球陽高等学校	〃 1月25日	那覇養護学校	〃 1月23日
	〃 2月 7日		〃 2月19日
普天間高等学校	〃 1月24日	森川養護学校	〃 2月 1日
陽明高等学校	〃 1月15日		〃 3月25日
首里高等学校	〃 1月15日		
	〃 2月 5日		

監査実施機関	監査実施期日	監査実施機関	監査実施期日
警察本部		議会事務局	平成20年 8月 8日 " 8月26日
本庁各課	平成20年 7月 1日～7月 4日 " 8月14日	監査委員事務局	平成20年 7月10日
豊見城警察署	" 2月13日 " 3月13日	人事委員会事務局	平成20年 7月 9日 " 8月29日
糸満警察署	" 2月13日 " 3月13日	労働委員会事務局	平成20年 7月 8日 " 8月13日
与那原警察署	" 2月13日 " 3月17日	選挙管理委員会事務局	平成20年 7月24日 " 8月12日
沖縄警察署	" 2月14日～2月15日 " 3月17日		
うるま警察署	" 2月14日 " 3月21日		
石川警察署	" 2月15日		
名護警察署	" 1月29日		
本部警察署	" 1月30日		

注：監査対象機関は平成20年4月1日現在で表記してある。ただし、廃止になった機関は「 」書きで旧機関名を表記してある。

(3) 書面監査の実施状況

書面監査の実施機関は、次のとおりである。

書面監査は、平成20年8月1日から8月29日までの間で実施した。

部 局 名	監 査 実 施 機 関
企 業 局	久志浄水管理事務所、北谷浄水管理事務所、水質管理事務所
教 育 庁	県立博物館・美術館、県立図書館、埋蔵文化財センター、名護青年の家 石川少年自然の家、玉城少年自然の家、本部高等学校、前原高等学校 美里高等学校、コザ高等学校、北谷高等学校、北中城高等学校 宜野湾高等学校、西原高等学校、浦添高等学校、那覇国際高等学校 開邦高等学校、那覇高等学校、那覇西高等学校、豊見城高等学校 豊見城南高等学校、南風原高等学校、向陽高等学校、知念高等学校 糸満高等学校、久米島高等学校、八重山高等学校、中部農林高等学校 宮古農林高等学校、八重山農林高等学校、北部工業高等学校 美里工業高等学校、那覇工業高等学校、南部工業高等学校、八重山商工高等学校 那覇商業高等学校、沖縄水産高等学校、宮古総合実業高等学校、泊高等学校 沖縄盲学校、沖縄ろう学校 名護養護学校、美咲養護学校、大平養護学校 鏡が丘養護学校、沖縄高等養護学校
警 察 本 部	警察学校、那覇警察署、浦添警察署、宜野湾警察署、嘉手納警察署 宮古警察署、八重山警察署

第2 監査結果の概要

監査の結果、各機関における予算の執行、財産の管理など財務に関する事務及び経営に係る事業の管理等はおおむね適正に処理されていた。しかし、一部について、是正・改善を要するものを指摘事項として掲記したので、これらについては、適切な措置が講じられるよう要望する。

指摘事項の概要は次のとおりである。

なお、指摘事項の詳細については、「第3 部局別の指摘事項」に記述してある。

(1) 財務に関する監査の指摘事項

ア 収入に関するもの

指 摘 の 内 容	件数	対 象 機 関
徴収に努力を要するもの	12	税務課、各県税事務所、両支庁県税課外11機関
つり銭資金の取扱事務が適切でなかったもの	1	宮古福祉保健所
国庫委託金の受け入れが遅れていたもの	2	福祉・援護課、港湾課
調定・請求事務が適正でなかったもの	1	下水道管理事務所
収納率の向上に向け指定管理者の指導・連携に努力を要するもの	1	住宅課
医業未収金の発生防止及び回収に努力を要するもの	1	県立病院課、各県立病院
納付期限について改善を要するもの	1	北部農林高等学校、具志川商業高等学校
計	19	

イ 支出に関するもの

指 摘 の 内 容	件数	対 象 機 関
給与が過・不足払いとなっていたもの	17	コザ県税事務所外16機関
旅費が過払いとなっていたもの	1	八重山支庁農林水産整備課
報償費が不足払いとなっていたもの	1	中部病院
支出負担行為の整理が遅れていたもの	2	糖業農産課、観光振興課
委託料の支払いが適正でなかったもの	1	教育庁文化課
計	22	

ウ 契約に関するもの

指 摘 の 内 容	件数	対 象 機 関
契約額が予定価格を上回っていたもの	1	八重山病院
契約書・請書が作成されていなかったもの	1	北部病院
予定価格調書が作成されていなかったもの	1	八重山病院
指定管理業務の履行確認が十分でなかったもの	1	道路管理課
計	4	

エ 財産に関するもの

指 摘 の 内 容	件数	対 象 機 関
公用車両の利活用が図られていなかったもの	2	農地水利課、南部土木事務所

(2) 事務に関する監査の指摘事項

指 摘 の 内 容	件数	対 象 機 関
証紙の消印がなかったもの	1	官古支庁農林水産整備課
診療報酬請求事務について努力を要するもの	1	県立病院課、各県立病院
計	2	

(3) 部局別件数

部局別の指摘件数は次のとおりである。

部 局 名	財 務 監 査 事 項							事務監査 事 項
	予算	収入	支出	契約	財産	工事	計	
知 事 公 室								
総 務 部		2	1				3	
企 画 部		1	2				3	1
文化環境部								
福祉保健部		7	3				10	
農 林 水 産 部		3	4		1		8	
観光商工部		1	2				3	
土木建築部		3		1	1		5	
出納事務局								
企 業 局								
病院事業局		1	3	3			7	1
議会事務局								
教 育 庁		1	4				5	
警 察 本 部			3				3	
その他の行政委員会事務局								
計		19	22	4	2		47	2

(4) 監査意見

ア 収入未済額の縮減について

平成19年度の一般会計の収入未済額は、約69億6,198万円で前年度に比べ約2億3,371万円、3.5%増加している。これは、収入未済額の縮減に向けて取組の強化を図ったものの、税源移譲により個人県民税が大幅に増加し、このことに伴う収入未済額の増が主な要因である。

特別会計は、約49億836万円で前年度に比べ約1億8,656万円、4.0%増加している。小規模企業者等設備導入資金、農業改良資金、母子寡婦福祉資金等の収入未済が多額にのぼっている。

また、医業未収金（個人負担分）については、前年度に比べ6.3%減少しているが、約17億4,564万円で依然として多額である。

収入未済額の縮減は、財源の確保と負担の公平の観点から極めて重要な課題である。引き続き、個々の滞納者の実態把握に努め、適切な債権管理を図ることにより、収入未済額の縮減と新たな発生防止に努める必要がある。

イ 調定・請求事務等の適正化について

国庫支出金等の調定・請求事務が遅延し収納が相当期間遅れていたもの、授業料の納付期限及びつり銭資金の取扱事務が適正でなかった事例があった。

条例、規則等に従って事務処理を行う必要がある。

ウ 適正な給与支給事務等について

給与、旅費、報償費の過不足払いなど支払が適正でなかったもの、委託料や補助金に係る支出負担行為の整理が遅れていた事例があった。特に、給与事務担当者の習熟度不足に起因するものが多かった。

関係法令、支給要件、勤務実態等の確認の徹底を図り、適正な事務処理に努める必要がある。

エ 財務規則等に基づく適正な契約事務について

契約書・請書、予定価格調書が作成されていなかったもの、履行確認が十分でなかったものなど財務規則等に基づく適正な事務処理を行っていない事例があった。これらは、財務関係諸規定の理解不足等に起因するものである。

一層の内部執行体制の強化を図り、関係法令等に基づいた事務処理に努める必要がある。

オ 適正な事務処理について

免許・登録申請に係る証紙に消印が押されていない事例があった。証紙による納付については、取扱いに十分留意する必要がある。

また、各県立病院の診療報酬請求事務については、レセプトの過誤・返戻率が高い事例があった。保険番号等の誤り、レセプト記載内容の不備等確認が不十分なケースが多く、一層の内部チェック体制の強化に努める必要がある。

第3 部局別の指摘事項

○ 総務部

(1) 財務に関する事項

[収入]

① 徴収に努力を要するもの

県税の収納状況は次のとおりで、収入未済額は前年度に比べ364,827,901円増加している。引き続き徴収対策を強化し、県税収入の確保に努力する必要がある。

	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
平成19年度	110,966,003,231	106,236,129,625	571,234,995	4,173,900,779	95.7
平成18年度	101,630,690,655	97,250,041,236	575,268,535	3,809,072,878	95.7
対前年度比	109.2	109.2	99.3	109.6	—

(円、%)

(税務課、各県税事務所、両支庁県税課)

収入未済が多額で、前年度より増加しているものが次のとおりあった。引き続き徴収に努力する必要がある。

事項	収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増加率
土地貸付料	65,496,183円	8.6%	0.8%

(管財課)

[支出]

① 給与が過払いとなっていたもの

給料の支給に当たって、欠勤した職員に減額して支給しなかったため、46,752円が過払いとなっていた。

なお、この事項については、指摘後は是正されている。(コザ県税事務所)

○ 企画部

(1) 財務に関する事項

[収入]

① つり銭資金の取扱事務が適正でなかったもの

使用料及び手数料の収納に当たって、つり銭用の現金は公金で準備すべきところを、当福祉保健所互助会の資金を使用していた。

なお、この事項については、指摘後は是正されている。(宮古福祉保健所)

[支 出]

① 給与が過払いとなっていたもの

管理職手当の支給に当たって、月の全日数勤務していないにもかかわらず同手当を支給したため、45,492円が過払いとなっていた。

なお、この事項については、指摘後は是正されている。 (地域・離島課)

② 旅費が過払いとなっていたもの

石垣市から那覇市への出張命令を受けた八重山支庁職員2名が、用務開始前に私事旅行で沖縄本島に到着していたが、石垣市から那覇市への往路の航空運賃等を支給したため、合計31,170円が過払いとなっていた。

なお、この事項については、指摘後は是正されている。 (八重山支庁農林水産整備課)

(2) 事務に関する事項

① 証紙の消印がなかったもの

狩猟免許申請書及び狩猟者登録申請書の受理に当たって、ちょう付された証紙を消印しなければならないが、消印が押されていなかった。

なお、この事項については、指摘後は是正されている。 (宮古支庁農林水産整備課)

○福祉保健部

(1) 財務に関する事項

[収 入]

① 徴収に努力を要するもの

収入未済が多額のもの及び前年度より増加しているものが次のとおりあった。引き続き徴収に努力する必要がある。

事 項	収入未済額	調 定 額 に 対する割合	対前年度増加率
母子寡婦福祉資金 貸付金元利収入	299,107,613円	65.4%	0.3%
違約金及び延納利息	5,151,752円	82.5%	△17.3%
			(青少年・児童家庭課、各福祉保健所)
児童福祉施設負担金	126,824,396円	83.1%	△7.3%
			(青少年・児童家庭課、各児童相談所)
生活保護費返還金	62,129,956円	71.1%	80.7%
			(福祉・援護課、各福祉保健所)

事 項	収入未済額	調 定 額 に 対する割合	対前年度増加率
未熟児養育医療負担金	3,609,311円	22.3%	25.8% (健康増進課)
看護師等修学資金返還金	3,294,632円	13.2%	5.7% (医務・国保課)
建物使用料等	1,359,096円	11.1%	139.9% (福祉・援護課)

② 国庫委託金の受入れが遅れていたもの

国庫委託金の受入れについて、調定・請求事務が約7ヶ月遅延したため、当該委託金の受入れが相当期間遅れていた。(福祉・援護課)

[支 出]

① 給与が過・不足払いとなっていたもの

職員手当について、支給要件の調査、確認が十分でなかったため、過不足払いとなっていたものが次のとおりあった。

なお、これらの事項については、指摘後は正されている。

6月期の勤勉手当の支給に当たって、基準日以前6ヶ月以内の全期間にわたって勤務した日がないにもかかわらず同手当を支給したため、職員Aは97,331円、職員Bは42,858円が過払いとなっていた。(医務・国保課、青少年・児童家庭課)

通勤手当の支給に当たって、同手当の認定後、給与システム入力ミスにより40,180円が不足払いとなっていた。(高齢者福祉介護課)

6月期の勤勉手当の支給に当たって、介護休暇による除算期間を誤ったため、40,995円が過払いとなっていた。(中央児童相談所)

○農林水産部

(1) 財務に関する事項

[収 入]

① 徴収に努力を要するもの

多額の収入未済が生じているものが次のとおりあった。引き続き徴収に努力する必要がある。

事 項	収入未済額	調 定 額 に 対する割合	対前年度増加率
農業改良資金 貸付金元利収入	582,325,431円	84.6%	1.5%
違約金及び延納利息	83,588,635円	98.5%	△0.3%
			(農政経済課)
沿岸漁業改善資金 貸付金元利収入	93,120,000円	60.8%	4.7%
違約金及び延納利息	2,339,887円	88.2%	△8.9%
			(水産課)
林業改善資金 貸付金元利収入	47,195,000円	85.4%	△1.1%
違約金及び延納利息	238,528円	100.0%	0.0%
			(森林緑地課)

[支 出]

① 給与が過・不足払いとなっていたもの

職員手当について、支給要件の調査、確認が十分でなかったため、過不足払いとなっていたものが次のとおりあった。

なお、これらの事項については、指摘後更正されている。

通勤手当について、支給要件の確認が十分でなかったため、48,675円が不足払いとなっていた。
(北部農林水産振興センター)

6月期及び12月期の勤勉手当の支給に当たって、基準日以前6ヶ月以内の全期間にわたって勤務した日がないにもかかわらず同手当を支給したため、職員Aは33,319円、職員Bは37,497円が過払いとなっていた。

(南部農林土木事務所)

12月期の勤勉手当の支給に当たって、病気休暇による除算期間を誤ったため、62,315円が過払いとなっていた。
(中部農林土木事務所)

② 支出負担行為の整理が遅れていたもの

さとうきび総合利用実用化支援事業委託料の執行に当たって、契約を締結するときに支出負担行為の整理をすべきであったが、約7ヶ月遅れていた。

(糖業農産課)

[財 産]

① 公用車両の利活用が図られていなかったもの

公用車両の年間稼働日数（28日）が少なく、その利活用が図られていないものが1台あった。

なお、当該車両については、指摘後物品管理課に返納されている。（農地水利課）

○観光商工部

(1) 財務に関する事項

[収 入]

① 徴収に努力を要するもの

多額の収入未済が生じているものが次のとおりあった。引き続き徴収に努力する必要がある。

事 項	収入未済額	調 定 額 に 対する割合	対前年度増加率
小規模企業者等設備 導入資金貸付金元利収入	3,636,178,767円	83.3%	5.7%
違約金及び延納利息	61,558,857円	98.9%	0.0%

(経営金融課)

[支 出]

① 給与が過払いとなっていたもの

通勤手当の支給に当たって、3ヶ月定期券の額により認定すべきところを回数券の額で認定したため、35,264円が過払いとなっていた。

なお、この事項については、指摘後是正されている。

(浦添職業能力開発校)

② 支出負担行為の整理が遅れていたもの

フィルムオフィス推進事業補助金の執行に当たって、補助金の交付決定をするときに支出負担行為の整理をすべきであったが、約8ヶ月遅れていた。（観光振興課）

○土木建築部

(1) 財務に関する事項

[収 入]

① 国庫委託金の受入れが遅れていたもの

国庫委託金の受入れにおいて、調定・請求事務が約10ヶ月遅延したため、当該委託金の受入れが相当期間遅れていた。（港湾課）

② 調定・請求事務が適正でなかったもの

土地使用料の収入において、調定・請求事務が約9ヶ月遅れていた。

(下水道管理事務所)

③ 収納率の向上に向け指定管理者の指導・連携に努力を要するもの

県営住宅は平成18年度から指定管理者の管理に移行している。収入未済額は前年度より減少しているが、まだ多額にのぼっており、引き続き収納率の向上が図れるよう指定管理者の指導・連携に努める必要がある。

事 項	収入未済額	調 定 額 に 対する割合	対前年度増加率
県営住宅使用料	759,506,465円	13.9%	△6.8%

(住宅課)

[契 約]

① 指定管理業務の履行確認が十分でなかったもの

県は、「県民広場地下駐車場の管理に関する年度協定書」に基づき指定管理者から業務総括書の提出を受け、業務履行の確認を行うことになっているが、業務総括書の提出がなく履行確認を行っていなかった。

なお、この事項については、指摘後は正されている。

(道路管理課)

[財 産]

① 公用車両の利活用が図られていなかったもの

リース車両と公用車両が活用されているなかで、公用車両の年間稼働日数(35日)が少ないものが1台あった。

(南部土木事務所)

○病院事業局

(1) 財務に関する事項

[収 入]

① 医業未収金の発生防止及び回収に努力を要するもの

医業未収金(個人負担分)の回収状況は次のとおりで、前年度末より6.3パーセント減少しているが、まだ多額にのぼっており、未収金の発生防止及び早期回収等について一層の努力を要する。

	調定額	収入済額	収入未済額	収納率
平成19年度	31,785,136,416	30,039,496,336	1,745,640,080	94.5
平成18年度	29,988,411,590	28,126,241,245	1,862,170,345	93.8
対前年度比	106.0	106.8	93.7	—

(円、%)

(県立病院課、各県立病院)

[支 出]

① 給与が過払いとなっていたもの

職員手当について、支給要件の調査、確認が十分でなかったため、過払いとなっていたものが次のとおりあった。

なお、これらの事項については、指摘後は正されている。

扶養手当の支給に当たって、給与システム入力ミスにより130,000円が過払いとなっていた。
(中部病院)

12月期の勤勉手当の支給に当たって、基準日以前6ヶ月の全期間にわたって勤務した日がないにもかかわらず同手当を支給したため、139,426円が過払いとなっていた。

(南部医療センター・こども医療センター)

② 報償費が不足払いとなっていたもの

業務応援医師の報償費の支給に当たって、勤務した時間数の計算を誤ったため、44,000円が不足払いとなっていた。

なお、この事項については、指摘後は正されている。
(中部病院)

[契 約]

① 契約書・請書が作成されていなかったもの

薬品及び診療材料の購入に当たって、沖縄県病院事業局財務規程に基づき契約書又は、請書の作成が必要である契約において、契約書等が作成されていなかった。

(北部病院)

② 契約額が予定価格を上回っていたもの

持続緩除式血液浄化装置の購入に当たって、指名競争入札で落札者がなく随意契約を行っていたが、その際予定価格の範囲内で契約すべきところ、これを超えた価格で契約を締結していた。
(八重山病院)

③ 予定価格調書が作成されていなかったもの

100万円以上の契約については、沖縄県病院事業局財務規程に基づき予定価格調書の作成が必要であるが、工事請負契約8件について作成されていなかった。(八重山病院)

(2) 事務に関する事項

① 診療報酬請求事務について努力を要するもの

平成19年度におけるレセプトの過誤による返戻状況は0.79%で、前年度に比べて0.02ポイント増加している。引き続き診療報酬請求事務の改善に努力する必要がある。

(県立病院課、各県立病院)

○教育庁

(1) 財務に関する事項

[収入]

① 納付期限について改善を要するもの

県立高等学校の新入生にかかる4月分授業料の納付期限は、沖縄県立高等学校の授業料等の徴収に関する条例で4月15日と規定されているが、納付期限を早めに設定し不適切な会計処理となっていた。

なお、この事項については、指摘後修正されている。

(北部農林高等学校、具志川商業高等学校)

[支出]

① 給与が過払いとなっていたもの

職員手当について、支給要件の調査、確認が十分でなかったため、過払いとなっていたものが次のとおりあった。

なお、これらの事項については、指摘後修正されている。

12月期の勤勉手当の支給に当たって、基準日以前6ヶ月以内の全期間にわたって勤務した日がないにもかかわらず同手当を支給したため、171,771円が過払いとなっていた。

(浦添商業高等学校)

12月期の勤勉手当の支給に当たって、基準日に休職している職員に同手当を支給したため、93,065円が過払いとなっていた。

(南部農林高等学校)

6月期の勤勉手当の支給に当たって、基準日に休職している職員に同手当を支給したため、40,182円が過払いとなっていた。(具志川高等学校)

② 委託料の支払いが適正でなかったもの

史料編集事業について、一部契約の不履行があったにもかかわらず、委託料全額が支払われていた。

なお、この事項については、指摘後是正されている。(文化課)

○警察本部

(1) 財務に関する事項

[支出]

① 給与が過払いとなっていたもの

職員手当について、支給要件の調査、確認が十分でなかったため、過払いとなっていたものが次のとおりあった。

なお、これらの事項については、指摘後是正されている。

12月期の勤勉手当の支給に当たって、基準日以前6ヶ月以内の全期間にわたって勤務した日がないにもかかわらず同手当を支給したため、105,787円が過払いとなっていた。

(沖縄警察署)

通勤手当の支給に当たって、運賃額を誤って認定したため、43,560円が過払いとなっていた。

(与那原警察署)

6月期及び12月期の期末手当の支給に当たって、扶養親族届の提出が遅れたことにより、期末基礎給与額の確認を誤り、34,500円が過払いとなっていた。(糸満警察署)